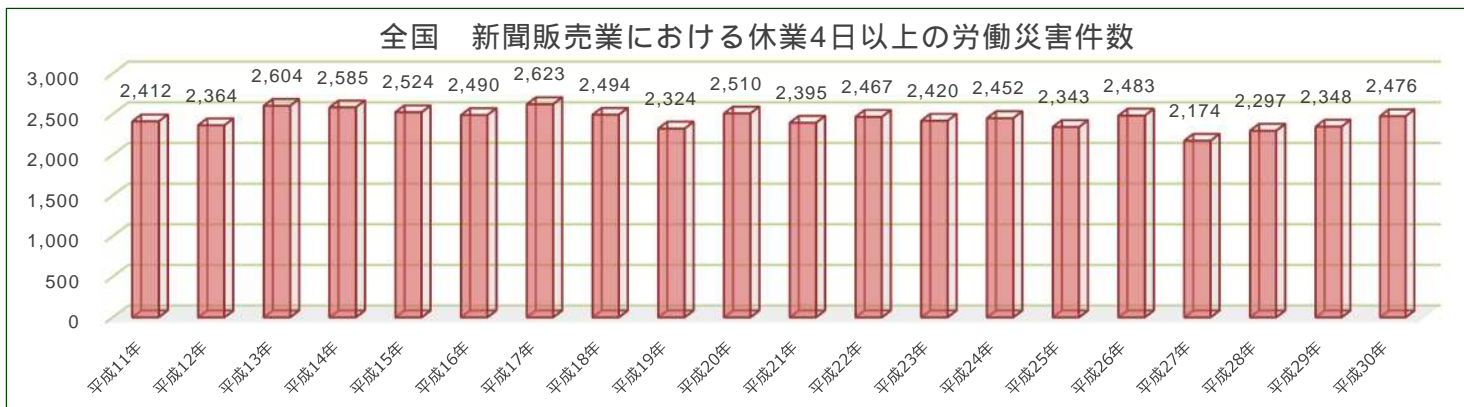


新聞販売業の皆様へ

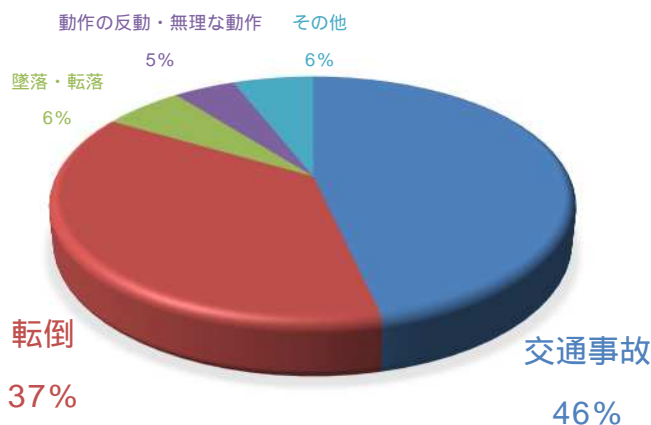
配達中の交通事故・転落・転倒を防ぎましょう

新聞販売業務中に負傷された方の数は毎年 2,500 件前後で推移しており、約 20 年間大きな減少はみられません。

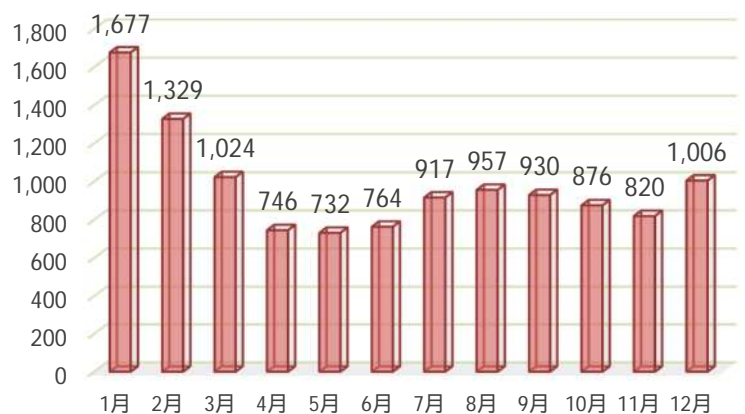
また、絶対にはなならない死亡災害は、平成 30 年は 25 人となり、依然として高止まりしている状況です。



事故の型は、**交通事故(46%)**、と**転倒・転落(43%)**によるもので、それらだけで死傷者数の約 9 割を占めています。また、災害は 12 月～3 月に多発しており、冬季の路面凍結等に関連する交通事故や転倒が影響しているものと考えられます。



死傷災害(過去 5 年)の事故の型割合



死傷災害(過去 5 年)の発生月別

災害の発生時間帯は、朝刊の配達時である 3 時～7 時、夕刊の配達時である 15～17 時に集中して発生しています。



厚生労働省・岡山労働局・岡山労働基準監督署

1 バイク運転中の交通事故を防ぎましょう



- (1) 交通事故の多くは、朝刊配達時、バイク運転中に交差点で自動車との衝突により発生しています。
- (2) この他、運転中に対向車線はみ出し、前方不注意、バランスを崩しての事故が発生しています。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に沿った対策を進めましょう

1. 労働災害防止は事業者の責務です。事業者は、対策を積極的に推進しましょう。
2. 労働者は、事業者が行う安全措置に協力し、交通労働災害防止に努めましょう。
3. 事業者は労働者に対して、雇い入れ時教育、日常の教育を徹底し、交通法規の遵守の徹底を図るとともに、交通労働災害防止のための知識を付与しましょう。
4. 事業者は、交通事故発生情報、ヒヤリ・ハット事例に基づき、交通安全情報マップを作成し、配布、掲示、啓発等を行いましょ。
5. 事業者は、異常気象時には、走行の中止や安全な場所で一時待機する等労働者に適切な指示を行いましょ。



交通労働災害を防止するために...
WEBでもチェック！
厚生労働省のHPにアクセスします。



2 配達、集金中の転落・転倒事故を防ぎましょう

転落・転倒災害防止のポイント

1. 事業者は、労働者に滑り止めのある靴を履かせて業務を行わせましょ。
2. 事業者は、時間に余裕のある配達計画を作成し、労働者が慌てることがないよう業務を行わせましょ。
3. 階段の上り下りは、荷物等(配達中の新聞も同様)を出来るだけ片手で持ち(袋を使用する等)手すりを使用する若しくは壁際を昇降しましょ。
4. 事業者は、転落・転倒事故が発生した場所の情報、ヒヤリ・ハット事例に基づき、交通事故と同様にヒヤリマップを作成し、配布、掲示、啓発等を行いましょ。